



2023年12月28日

各 位

会 社 名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
(コード番号:6335 東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 中野 実
(TEL 03-3451-8591)

訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日、下記のとおり、株式会社アイ・アールジャパン（以下「IRJ」といいます。）及びその関係者に対して損害賠償等を求める訴え（以下「本訴」といいます。）を東京地方裁判所に提起いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提訴年月日 2023年12月28日

2. 訴訟提起に至った経緯

本訴は、金融商品取引業者であるIRJが、一方で、アジア開発キャピタル株式会社（以下「ADC」といいます。）に対し、当社を買収対象会社として明示して敵対的買収の提案（以下IRJのしたこの敵対的買収の提案を「第一行為」といいます。）をしながら、他方で、ADC及びADCと緊密な関係にあるアジアインベストメントファンド株式会社（以下「AIF」といいます。）が当社株式を市場で買い進み、当社がこれに対応する買収防衛策等の検討を余儀なくされる段階に至るや、当社との間で3本の「プロキシ・アドバイザー契約」を締結したこと（以下IRJのしたこの契約の申込みを「第二行為」といいます。）が判明いたしました。

そこで、当社は、社内で慎重に協議を重ねた結果、第一行為及び第二行為に起因して当社に発生した損害（損失）につき、IRJ並びに第一行為及び第二行為当時のIRJの代表取締役2名及び取締役1名に対し、不法行為を理由とする損害賠償請求訴訟等を提起することを決定しました。

3. 訴訟を提起した相手（被告）

- （1）株式会社アイ・アールジャパン
- （2）第一行為及び第二行為当時の株式会社アイ・アールジャパンの代表取締役社長
- （3）第一行為及び第二行為当時の株式会社アイ・アールジャパンの代表取締役副社長
- （4）第一行為及び第二行為当時の株式会社アイ・アールジャパンの取締役

4. 訴訟の内容

当社が被った損害の賠償（損失の返還）及びこれに対する遅延損害金として、金6億1427万9597円及びこれに対する2022年9月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の支払を求めるものであります。

5. 今後の見通し

本訴に係る今後の経過につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

6. 業績に与える影響について

当社の業績に与える影響につきましては、影響が判明した段階で速やかにお知らせいたします。

以 上